

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、新たな政策（予算、組織・定員要求を含む）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策評価の実施方式

政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式を適切に選択して実施するものとする。

なお、評価に当たっては、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などについて適切に判断して行うものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、その目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、当該事業又は施策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直

しを目的とする。

3 内閣の基本方針との連携

評価の実施に当たっては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年1月19日閣議決定）、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下「骨太方針」という。）等の内閣の基本方針を踏まえて実施するものとする。

第4 政策評価の観点に関する事項

1 政策評価の観点

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1) 「必要性」の観点

イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4) 「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5) 「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

2 各評価方式における観点の適用の基本的な考え方

(1) 実績評価方式

実績評価は、現に実施している施策について、予め設定した指標の測定結果をもとに目標の達成度合いについて分析することを目的とすることから、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする政策の特性等に応じて必要性、公平性、優先性等の観点から評価を行う。

(2) 総合評価方式

総合評価は、特定の政策について、その効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とすることから、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性等の観点を適宜選択することにより評価を行う。

(3) 事業評価方式

事業評価は、個々の具体的な事業や施策の採択あるいはその継続の可否や見直しに関する検討を目的として評価を実施することから、必要性、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする事業や施策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点から評価を行う。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めるものとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の対象とする政策

(1) 法第9条に規定する政策

イ 個々の研究開発（注1）

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ロ 個々の公共的な建設の事業（注2）

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ハ 個々の政府開発援助

(イ) 無償の資金供与による協力（注3）

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 有償の資金供与による協力（注4）

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ニ 規制の新設等を目的とする政策（注5、6）

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

注1：人文科学のみに係るものを除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び2号参照）。

注2：施設の維持又は修繕に係る事業を除く（令第3条第3号及び4号参照）。

注3：条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。

注4：資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、国際

協力銀行法（平成11年法律第35号）第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。

注5：規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）第1条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第3条6号参照）。

注6：規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く（令第3条6号参照）。

(2) 上記(1)の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

イ 予算要求又は財政投融资資金要求（以下「予算要求等」という。）を伴う新たな政策（口に掲げるものを除く。）であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。

① 政策の決定を伴わないもの

② 政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものの

③ 補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

ロ 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

2 事前評価の方法

事前評価は、事業評価方式を基本とする。

3 事前評価の実施

(1) 事前評価の対象とする政策の担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）は、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）に提出する。

(2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求等に反映させる。

(3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評

価書等を取りまとめ、組織・定員要求に関するものについては厚生労働省組織・定員要求にあわせて、予算要求等に関するものについては厚生労働省予算概算要求にあわせて、規制の新設等に関するものうち、法律の制定又は改廃によるものについては法律案の国会提出にあわせて、政令の制定又は改廃によるものについては行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）にあわせて速やかに公表する。

4 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下の(2)から(7)に掲げるものを除き、厚生労働行政全般について、次のとおり定める。

イ 政策体系の設定等

(イ) 政策体系の設定

厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したものを政策体系とする。基本目標及び施策目標については別紙1のとおり定め、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業については、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下「実施計画」という。）において定める。

(ロ) 評価予定表の設定

政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したものを評価予定表とする。評価予定表については、実施計画において定める。

(ハ) 政策体系及び評価予定表の見直し

担当部局等は、各年度の終了時における事後評価の評価結果等を踏まえ、必要に応じて政策体系及び評価予定表の見直しを行う。この場合において、達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性

質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める。

□ 事後評価の対象とする政策の決定

政策体系に基づき事後評価の対象とする政策の評価は、評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。

① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

② 重点評価課題として評価を行う場合

事後評価の対象とする政策のうち、特に重点的に評価を行うべきものを重点評価課題とする。

重点評価課題は、政策体系の施策目標について、次のいずれかに該当し、評価を実施すべき時期を考慮して選定する。

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策

c 骨太方針に基づき、経済財政諮問会議から政策評価の重要対象分野等として提示された政策

d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされたもの

(3) 個々の公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成16年7月12日健発第0712003号)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの

(4) 事前評価を実施した政策

イ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの

ロ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策

(6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業

(7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

2 事後評価の方法

事後評価は、1(1)ロ①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、同③、1(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は

総合評価方式、1(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とし、事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択するものとする。

3 事後評価の実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局等は、各年度開始後速やかに、施策目標の指標及び事前評価の際に設定した評価指標につき、前年度までの進捗状況を把握（モニタリング）する。

(1) 実績評価方式による評価

- イ 担当部局等は、評価対象政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。
- ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

(2) 総合評価方式による評価

- イ 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、当該政策に関係する部局と調整の上で実施し、その評価結果等を評価書等としてとりまとめ、評価実施後適切な時期に政策評価官室に提出する。
- ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

(3) 事業評価方式による評価

上記(1)に準じて評価を実施する。

4 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号。以下4において「基本法」という。）第16条第6項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標（以下4において「目標」という。）の設定及び目標に対する実績の評価（以下4において「実績評価」という。）について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

(1) 目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局（基本法第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下4において同じ。）は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日厚生労働事務次官依命通達）に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

(2) 実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

イ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更

ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用すること。
- (2) 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用すること。
- (3) 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図ること。

2 反映状況の報告及び公表

担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表すること。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表するものとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」（平成15年法律第58号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。